

## 令和6年度第2回石狩市社会福祉審議会会議録

■日 時 令和6年10月22日（火） 10時00分～11時00分

■場 所 石狩市役所 5階 第1委員会室

■出席者【審議会委員】

鈴木会長・白戸委員・澤田委員・石岡委員

【事務局】

富木福祉部長・佐々木福祉総務課長・高井障がい福祉課長・滝高齢者支援課長・宮原福祉総務課主査・角田障がい福祉課主査・藤谷高齢者支援課主査

■欠席者 菊池委員、若狹委員、松原委員

■傍聴者 0人

■会議次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 審 議

(1) 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて

(2) 石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて

5 答 申

6 その他

7 閉 会

■配付資料 別添のとおり

■会議内容

### 1 開会

○事務局（佐々木課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和6年度第2回石狩市社会福祉審議会」を開催いたします。

本日は、菊池委員、若狹委員、松原委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、石狩市社会福祉審議会条例第6条の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

### 2 市長あいさつ

○事務局（佐々木課長）

続きまして、会議次第2、市長あいさつでございます。加藤市長よりご挨拶を申し上げます。

#### ○市長

石狩市長の加藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、少子高齢化の進展により、福祉に関わる様々な課題が顕在化し、さらに複雑化・複合化する中で、多くの案件についてご審議いただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

本日は、このあとの次第でもありますように「石狩市福祉タクシー助成事業の見直し」並びに「石狩市福祉利用割引券交付事業の見直し」についてご審議いただきます。

市では、これまでも障がい者福祉、高齢者福祉のための各種施策に取り組んできたところではありますが、利用者のアンケート調査結果や昨今の社会情勢等を踏まえ、福祉タクシー助成事業につきましては、自動車燃料助成の新設や障がい部位の撤廃のほか、交付方法などを見直すものであり、また、福祉利用割引券交付事業については、交付額や交付対象年齢の引き上げ、交付方法などについて見直しを行うものであります。

すでにパブリックコメントを終了し、多くのご意見をいただいているところですが、委員の皆様からも忌憚のないご意見をいただきたくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、会議に先立ちまして私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

#### ○事務局（佐々木課長）

開催にあたり、資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に送付しております「会議次第」、資料1として「石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて」、資料2として「「石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて」に寄せられた意見と検討結果」、資料3として「石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて」、資料4として「石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて」に寄せられた意見と検討結果」となっております。不足している資料がございましたら、事務局まで申し出願います。

それでは、この後の進行につきましては鈴木会長にお願いしたいと存じます。

鈴木会長よろしくお願ひします。

### 3 諮問

#### ○鈴木会長

それでは、会議次第のとおり進めていきます。会議次第3、諮問書の交付になります。事務

局から説明願います。

○事務局（佐々木課長）

それでは、加藤市長より、本日の諮問案件について本審議会に諮問させていただきます。

○市長

石狩市社会福祉審議会 会長 鈴木幸雄 様 石狩市社会福祉審議会条例第2条に基づく諮問について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。諮問案件「1.石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて」、「2.石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて」

(会長へ諮問書を渡す)

○事務局（佐々木課長）

加藤市長におきましては、次の公務のため、これにて退席させていただきます。

(市長退席)

#### 4 審議

○鈴木会長

ただいま、市長から諮問書を受け取りました。審議に入る前に、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。本日は、諮問案件の審議となりますので、会議録については全文筆記とし、署名委員は白戸委員と石岡委員のお二人にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入ります。前回、報告事項として説明があった事項となりますが、事務局から資料が提出されていますので、一括して説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(同意)

それでは、提出されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（高井課長）

資料1をご覧ください。現行の福祉タクシー助成事業は、タクシーの利用に限定されており、地域によってはタクシーを利用しづらいことや障がいの部位により助成を受けられないことなどが課題となっていました。また、令和5年度に利用者を実施したアンケート調査の結果においても、1回の乗車で利用できる枚数上限の撤廃や、自動車燃料代の助成を求めたご意見があったことから、それらを踏まえて制度の見直しを行いました。

見直し案では、障がい部位の要件を撤廃いたしまして、身体障害者手帳1級又は2級を所持

する方といたします。居住要件につきましても、これまで、本市の住民基本台帳に6か月以上継続して記録されている方としておりましたところを、1月1日現在で本市の住民基本台帳に記録されている方といたします。

交付額についてですが、現行のタクシー利用券は基本料金24回分の助成で約16,000円でしたが、見直し案では、タクシー利用券か自動車燃料給油券かいずれかの選択制として、タクシー利用券を500円券で32枚綴りの16,000円分、自動車燃料給油券を500円券で20枚綴りの10,000円分といたします。

交付方法につきましては、これまで年度途中で手帳を所持した方や転入された方に、残りの月数に応じて枚数を減らして交付しておりましたところを、年度当初に、1月1日を基準日とした当該年度の全ての対象者に交付し、月毎の随時交付は廃止しようと考えております。

券の利用方法についてですが、これまでは基本料金の支払いのみに1回1枚利用できる券でしたが、乗車距離に応じた加算運賃にも利用できる券にあらため、一度に複数枚の利用ができるようにいたします。

今回の見直しにあたりましては、障がい部位の要件撤廃による交付対象者の拡充をはじめ、自動車燃料給油の用途追加や、利用枚数の上限撤廃など、利用者の利便性の向上に努めるとともに、利用機会の促進を図ろうとするものであります。

次に、資料2をご覧ください。本件に関するパブリックコメント手続につきましては、令和6年8月1日から31日までの1カ月間実施し、お二人の方から2件のご意見をいただきました。ご意見は2件とも同内容で、概要といたしましては、「今回の見直しで自動車燃料給油券が創設されることは嬉しいが、タクシー利用券と同額の16,000円ではなく10,000円となるのは残念」というものです。

いただいたご意見への対応ですが、検討を行った結果、その他：ご質問・ご意見として伺う事項として整理し、「タクシー利用券」と「自動車燃料給油券」は、利用される方の利便性に応じてどちらかを選択できる制度とすることとしており、自動車はタクシーに比較して移動コストが低いことから、助成額に差を設けているものであることをご理解いただくことといたしまして、見直しの内容は原案通りで進めて参りたいと存じます。ご説明は以上となります。

#### ○事務局（滝課長）

私から、石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについてご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

始めに、1.事業の概要についてであります。石狩市福祉利用割引券交付事業は、石狩市に

居住する高齢者及び重度障がい者の方々に対し、福祉利用割引券を交付することにより、日常生活における利便と社会参加の促進を図り、もって健康増進と福祉の向上に寄与することを目的としています。

2. 見直しの背景についてであります。今後、本市の総人口が減少する一方で、高齢者の占める割合は増加の一途をたどることが想定されており、高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能な事業にしていくことが必要です。このことから、現下の社会情勢や人口構造の変化を踏まえ、交付額、交付対象年齢、券の名称等について、見直しを検討させていただいております。

次に、見直し内容についてであります。交付額につきましては、1人あたり年間2,000円の交付額を1人あたり年間5,000円に増額いたします。高齢者の交付対象年齢につきましては、現在の70歳以上から75歳以上に引き上げようと考えております。見直しの背景でご説明させていただきましたが、将来を見通した持続可能な高齢者福祉制度にしていくことが必要なことから、交付額の引上げと併せて、見直そうとするものであります。なお、障がいを有する方につきましては、対象要件の変更はありません。居住要件等につきましては、これまで、本市の住民基本台帳に6か月以上継続して記録されている方で、介護老人福祉施設に入所又は病院若しくは診療所に入院している者を除くとしておりましたが、見直し案では、1月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方といたします。

交付方法につきましては、これまで、年度当初に70歳以上の方及び障がいを有する方に交付し、以後、年度内に70歳に達する方及び障害者手帳を所持した方に月ごとに随時交付していましたが、見直し案では、1月1日を基準日として、翌年の3月31日までに75歳以上となる方及び障がいを有する方に、年度当初に一斉交付し、月ごとの随時交付は廃止しようと考えております。

券の利用方法につきましては、これまでの割引券という考え方から、利用料等の支払い時に一部自己負担をしていただくこととしており、利用する目的によって、一度に利用できる枚数を制限していますが、見直し案では、利用料等の全額を支払うことができるように利用枚数の上限を撤廃しようと考えております。こうした取扱いの変更にあたりまして、券の名称についても「割引」の文字を無くす案としております。また、これまでタクシー利用を希望する場合は、福祉利用割引券からタクシー利用券に交換する必要がありましたが、券種を1種類としタクシー運賃にも直接支払いが可能な福祉利用券とすることを予定しております。制度につきましては、来年4月1日からの適用を予定しております。

続きまして「石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しに係るパブリックコメントの結果について」ご説明させていただきます。資料4をご覧ください。本件に関するパブリックコメント手続は、令和6年8月1日から8月31日までの1カ月間実施し、125名の方からご意見をいただきました。ご意見については、2ページ以降に記載しております。ご意見の中で最も多かった制度に関するものとしましては、「70歳から5,000円を交付してほしい。」という趣旨のご意見が86件、次いで「現在の制度に該当している方には経過措置を設けてほしい。」という趣旨のご意見が19件、「交付対象年齢を上げないでほしい。」という趣旨のご意見が9件、「70歳から74歳の方は現行の2,000円を維持し、75歳以上の方を5,000円にしてほしい。」という趣旨のご意見が4件、「交付額を5,000円超に増額してほしい。」という趣旨のご意見が4件となっております。ナンバー6以降が少数のご意見となっております。「制度見直しに関する周知方法についての意見 (No.6・7・8)」や「市政に対する意見 (No.9)」、「交付方法について (No.10)」、「皮膚科の診療について (No.11)」がありました。

ご意見に対する検討結果については、表の右欄に記載しております。また、ご意見の詳細については、別紙として8ページ以下に記載しております。

同じ種類のご意見を集約した結果、資料4の表紙に記載のとおり、意見件数は11件となり、ご意見への対応につきましては、「その他「ご質問・ご意見として伺うもの」といたしまして、見直しの内容は原案通りで取り進めて参りたいと存じます。

私からの説明は、以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

#### ○鈴木会長

只今説明がありました。これより質疑に入ります。委員の方で質疑等がございましたらお願いいたします。

#### ○澤田委員

確認です。今までの2,000円の福祉利用割引券は、スタンドを指定するなどして、ガソリンにも使えたと思いますが、今後も手上げた給油スタンドのみ使用可ということで動いているのでしょうか。

#### ○事務局（高井課長）

はい。使用できる場所は、現在、福利利用割引券と同じ所と契約することで進めています。

#### ○澤田委員

自動車燃料給油券は障がい者で1万円の案ですが、それに福祉利用割引券の5,000円を合わせて、結果的には1万5,000円分のガソリンが買えるという考え方でよろしいでしょうか。

**○事務局（高井課長）**

はい、そうです。

**○鈴木会長**

よろしいでしょうか。

それでは、本日欠席の松原委員から、事前に質問がございました。その内容について事務局より説明願います。

**○事務局（佐々木課長）**

それでは、本日ご欠席の松原委員から事前にご質問がありましたので、私からご説明いたします。

まず初めに、「福祉タクシー助成事業について、隣の札幌市の場合は、年間 39,000 円と石狩市の状況と差があります。近年、タクシーは呼ぶだけで加算となり、16,000 円だけでは、非常に厳しいように思われます。ガソリン代も高騰しており、年間 10,000 円ということですが、札幌市では燃料助成で 30,000 円となっており、今後何らかの検討が必要ではないか？」というご質問です。

もう一つ「石狩市福利利用割引券事業の見直しについては、札幌市に比べると、手厚いのかと思いました。上記に重ねて障がい者等は両方を利用できるのであれば、助かると思います。」というものでした。

**○鈴木会長**

ありがとうございました。本日メールでいただいたご質問のようですが、松原委員からのご質問に対し、事務局より回答をお願いします。

**○事務局（高井課長）**

障がい福祉課の高井です。私から福祉タクシー助成事業に係る松原委員からのご質問にお答えします。今回の見直しに当たりましては、障がい部位の要件撤廃による交付対象者の拡充をはじめ、自動車燃料給油の用途の追加や利用枚数の上限撤廃など、利用者の利便性の向上や利用機会の促進を図ろうとするものです。限られた予算の範囲内で持続可能な制度にさせていただいたもので、今後も社会情勢の変化に応じて障がい者福祉施策を推進するために、利用状況の検証やニーズの把握に努めたいと考えております。

また、2つ目のご質問として、「福利利用割引券も合わせて利用できれば助かる」というものでしたが、先ほどもお答えしたように、両方ご利用できることとなります。以上です。

**○鈴木会長**

ありがとうございました。他に何かご質問ございませんか。

いずれにしても制度の変更を生じることから、利用状況の検証や、丁寧なご説明が大事になってくると思います。そのようなことも含めて考えていただければと思います。

それでは、石狩市福祉タクシー助成事業については、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。

(同意の声)

#### ○鈴木会長

それでは、次の石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しですが、ご質問等含めてございませんでしょうか。

#### ○澤田委員

やはりパブコメでも意見が出ていますが、経過措置の関係です。現在、70歳や71歳でもらえた方が、75歳以上の対象となると空白期間が生じ、少なくともご利用されている方にとっては不便を生じさせることとなります。健康増進、外出支援という事業の趣旨からも空白を作るべきではないと考えます。

経過措置の方向は様々な意見はございますが、70歳から5,000円にしてしまうのは現在の高齢者対策からしてもいかがとは思いますが、額を変えてでも何らかの形で経過措置は設けるべきとは考えます。以上です。

#### ○鈴木会長

経過措置をとった方がよいとのご意見でしたが、いかがでしょう。

#### ○滝課長

澤田委員のご質問に私からお答えします。経過措置につきましては、パブコメでもいただいておりますが、このたびの制度見直しにおいては、今後、高齢者の占める割合が増加の一途をたどることが想定される中、75歳以上が後期高齢者医療制度の対象であることや、日本老年学会などが高齢者の定義を75歳以上に見直す提言を行っていること、その他、平均寿命や健康寿命の延びなどを総合的に勘案した上で、本制度の在り方を検討し、交付対象年齢の引上げをお示したところであります。これまで交付対象になっておりました70歳から74歳の方につきましては、経過措置を設けないこととして今回諮問させていただいており、丁寧な説明、周知を行いながら進めていきたいというのが事務局の考えでございます。

#### ○澤田委員

経過措置は全く行わずに市民の理解を得るということでお聞きしましたが、市民の理解を得

られるのかなというのが一つあります。ここにいる他の委員の皆さまのご意見もお聞きしたいし、もちろん私の意見が審議会の意見ではありませんので、お話を聞いて結論が出せたらと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。他の委員の先生のご意見もお聞きしたいということですが、いかがでしょうか。

#### ○石岡委員

澤田委員の補足になると思いますが、石狩市社協では共同募金の歳末助け合い運動を行っています。私も民生委員としてお渡しに行くことが多いのですが、それを楽しみにされている方も結構いらっしゃいます。その歳末助け合いについても、今年度から対象を70歳から75歳に引き上げましたが、そちらは経過措置を設けています。

丁寧な説明を行うとおっしゃってはいましたが、高齢者の方、一人ひとりに丁寧な説明をしていかないと、なかなかご理解は得られないことが多いと思います。私も高齢者の方と関わることも多いのですが、「高齢者支援課に問い合わせしても丁寧な説明が得られなかった。」という声も聞きますので、その辺もどのように説明していくのかというところですね。予算や社会情勢を鑑みるというのは理解できますが、せめて経過措置を設けないと高齢者のご理解を得るのは難しいのではないかと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。白戸先生いかがですか。

#### ○白戸委員

技術的にどのような経過措置か可能かというところですが、いま70歳から74歳で受給されている方の対処として、75歳まで何らかの措置をすることが経過措置だとすれば、その間に新たに70歳を超える人も出てきます。その方は最初から75歳で対象ですから、経過措置で配慮しながらも、また次の世代の不満感が出てきてしまうところがジレンマです。

ですから、きちんとご説明するというのと、歳末助け合いのような別の事業で対応が可能であればいいのですが、経過措置が技術的にどう可能なのかということ、もう少し事務局の方でご検討いただければと思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございます。理解を得るために、経過措置などの方法を設けたらどうでしょうというご意見でした。また、経過措置が技術的に可能なのかというご意見も出ました。この辺り

事務局いかがでしょうか。

#### ○富木部長

福祉部長の富木と申します。このたびの両案件の見直しにあたりましては、私ども福祉部だけではなく、当然、財政部局や政策部局も含めてこの原案を作ったところですが、経過措置も議論の対象となりました。

最終的には、速やかに新制度に移行するという事で、経過措置の導入を見送ったかたちで原案のご提出となっているところです。私どもとしては、大きく変わる部分につきましては、丁寧なご説明が必要だと思っております。

手法につきましても議論させていただきました。パブリックコメントのご意見でもございましたように、75歳未満は現行の2,000円を維持したまま、75歳以上は5,000円に増額して1年ごとに今年71歳以上の方、来年72歳以上の方と段階的にやるという考え方もありましたが、議論の結果、速やかに新しい制度に移行するというのが市の方針として決まったところです。

#### ○石岡委員

絶対的にタイムラグが出る方がいますので、難しいところではあると思います。

#### ○鈴木会長

ありがとうございました。経過措置は技術的に難しいのではないかというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

#### ○澤田委員

基準日に市民であって年齢的に抽出ができれば、経過措置は3年から4年で済みますし、不可能ではないなと個人的には思います。

その間に市が負担しなければならない予算がどのくらいかかるのか、額を5,000円に上げた負担増にさらに上乗せするのですから、市の財政状況もあるとは思いますが、ただ、老婆心ながら心配なのは、いまもらっている方が普通に説明されても本当に納得するのかということ。

市の福祉施策とは何なのかという話になる心配があるので、数千万円余分にかかるがそこは財政にかぶってもらうことで、それが無理だというのは仕方ないですが、理解を得るのは大変だと思います。

#### ○鈴木会長

確かにいま受給されている方の支給が無くなるということですが、このあたりはどのように検討していけばよろしいでしょうか。

○富木部長

澤田委員からもご意見ありましたように予算も絡みますので、改めて庁内での議論も必要になってまいります。いまここで実施の是非について市の考えをお示しすることは難しいのですが、今後、実施までの間に検討してまいりたいと思います。

○鈴木会長

わかりました。ありがとうございます。その辺をぜひ附帯意見に加えていただければと思います。

○鈴木会長

それでは、こちらの議案も実施までに検討するというので、基本のご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(同意)

では、他にご質問等がなければ、これにて質疑を終了します。ただいまのご意見などを踏まえまして、事務局は答申書(案)を作成願います。会議は10分ほど休憩をとりたいと思います。

(休憩)

5 答申

○鈴木会長

会議を再開します。事務局より答申書案を委員のみなさまに配付いたしますので、内容のご確認をお願いします。

(事務局：答申書案を委員、事務局へ配付)

○鈴木会長

答申書案について、ご意見、ご質問、修正箇所などはございますでしょうか。

(なしの声あり)

○鈴木会長

では、答申書につきましては、お示しした内容により、答申することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし声のあり)

○鈴木会長

ご異議なしとのことですので、本日、答申書を渡したいと思います。

## ○鈴木会長

令和6年10月22日、石狩市長 加藤龍幸 様。「石狩市福祉タクシー助成事業及び石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて（答申）」。令和6年10月22日付け石福総第1701号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申します。

「1 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて」。石狩市福祉タクシー助成事業の見直しは、交付対象者の拡大や自動車燃料助成の新設により、障がい者福祉施策の一層の充実を図るものであり、本審議会において審議を行った結果、次のとおり意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。こちらは、2つ附帯意見がついています。

「2 石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて」。石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しは、高齢者人口の割合が増加していく現下の情勢において、持続可能な高齢者福祉施策の実施を目的としており、本審議会において審議を行った結果、次のとおり意見を付して妥当であると認め、ここに答申します。こちらには、3つ附帯意見がついています。

(福祉部長へ手交)

## ○富木部長

ご審議いただきありがとうございます。

## 6 その他

### ○鈴木会長

次に、次第6その他になります。委員の皆さまから何かございますか。

無いようですので、では、事務局から何かございますか。

### ○事務局（佐々木課長）

事務局より次回の審議会についてでございます。次回は12月の開催を予定しており、継続審議となっていた「地域福祉計画」についてご審議いただく予定です。詳細が決まり次第ご案内いたしますので、引き続き、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

## 7 閉会

### ○鈴木会長

それでは、以上ですべての議事が終了しました。これにて令和6年度第2回石狩市社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 12 月 5 日

会 長 鈴木 幸 雄 \_\_\_\_\_

署名委員 白 戸 一 秀 \_\_\_\_\_

署名委員 石 岡 文 章 \_\_\_\_\_